破産手続廃止及び免責許可決定

平成２１年（フ）第４０８号
埼玉県入間郡越生町大字如意191番地82
破産者　大谷　　昇
1　決定年月日　平成22年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第４０９号
埼玉県坂戸市鶴舞２丁目10番11号、破産手続開始時の住所埼玉県坂戸市鶴舞１丁目６番21号
破産者　日置　昭司
1　決定年月日　平成22年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１２６１号
さいたま市南区文蔵１丁目５番８号、開始決定時の住所さいたま市南区大字円正寺505番地６
破産者　前田　勝啓
1　決定年月日　平成22年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１７３０号
東京都世田谷区上用賀６―16―６　いずみ荘、住民票上の住所埼玉県朝霞市泉水２丁目１番14―504号
破産者　小原　ヨネ
1　決定年月日　平成22年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１７４４号
東京都練馬区大泉町２丁目34番19号
破産者　小島　勝正
1　決定年月日　平成22年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第２８９号
静岡県沼津市柳町３番39号
破産者　宮代　淑子
1　決定年月日　平成22年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第１２４号
福岡県三潴郡大木町大字八町牟田746番地１
破産者　宮原　敏美
1　決定年月日　平成22年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２１年（フ）第１８９１号
仙台市若林区若林１丁目４番１―204号
破産者　上原　謙一
1　決定年月日　平成22年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第８５号
神奈川県座間市相模が丘１―37―18　シルバーハイツ302号、住民票上の住所相模原市南区下溝321番地13
破産者　三井　　晃
1　決定年月日　平成22年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第２４２２号
石川県加賀市黒崎町ヌ110番地１
破産者　片岡　**隆**子
1　決定年月日　平成22年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３５００号
名古屋市中区丸の内３丁目２番29号　ヤガミビル601号
破産者　恩田　慈子
1　決定年月日　平成22年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３８９号
愛知県知多市八幡字荒古後102番地の６
破産者　家田トシ子
1　決定年月日　平成22年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６７６号
名古屋市東区大松町１番３号　第１林ビル400号
破産者　東海メンテナンスこと名匠こと　鈴村幸博
1　決定年月日　平成22年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２３３１号
京都府宇治市宇治半白73番地の23
破産者　谷口　正晴
1　決定年月日　平成22年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第６２４４号
大阪府枚方市南中振２丁目17番10号、前住所大阪府寝屋川市豊里町38番１―427号
破産者　川北　幸久
1　決定年月日　平成22年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６２４５号
大阪府枚方市南中振２丁目17番10号、前住所大阪府寝屋川市豊里町38番１―427号
破産者　川北　幸子（旧姓桜井）
1　決定年月日　平成22年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７３２０号
大阪府門真市末広町33番２―105号
破産者　元橋美由貴
1　決定年月日　平成22年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９８６３号
大阪市住吉区苅田５丁目２―29―203号、住民票上の住所大阪市住吉区遠里小野５丁目８番７号
破産者　髙橋　美恵
1　決定年月日　平成22年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０３９９号
大阪府東大阪市荒本１丁目８番15―307号
破産者　栄進建装工業こと　杉山　秀秋
1　決定年月日　平成22年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部